

## 第4章 計画の効果的実施

### 第1節 計画の推進体制と各主体の連携

#### 1 計画の推進体制

本計画を効果的に推進し、目標達成を図るためには、国、府、関係市町が最大限の努力を払うことはもとより、府民及び事業者を含む各主体が環境に配慮した取組みを優先して行動することが重要である。

府では、大阪府環境基本条例に基づき、府庁内の豊かな環境の保全と創造のための推進体制として、「環境行政推進会議」を設置しており、機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図っていく。また、府民、事業者、民間団体や市町村とで構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」において、豊かな環境の保全と創造に関する施策を積極的に推進する。さらに、連たんする京都地域、兵庫地域、奈良地域及び和歌山地域との連携のもと公害防止施策等が効果的に推進されるよう、関西広域連合等の場を活用するなど関係府県が緊密な連絡調整を図り、広域的な取組みを進める。また、国の地方支分局とも、後述の各種協議会を活用し、緊密な連携を図りながら広域的・総合的に計画の効果的な推進を図っていく。

#### 2 各主体との連携

##### (1) 関係機関との連携

府及び市町は公害を防止し、生活環境を保全することにより、府民の健康を保護するため、それぞれの立場から環境行政組織の整備・拡充に努めてきたところである。

府の公害・環境行政組織を図4-1-1、対象地域の市町の公害防止計画の担当課を表4-1-1に示す。

また、公害対策を府、市町村及び国の関係機関等の広域的な調整、連携のもとで総合的に推進するための組織は、表4-1-2のとおりである。

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

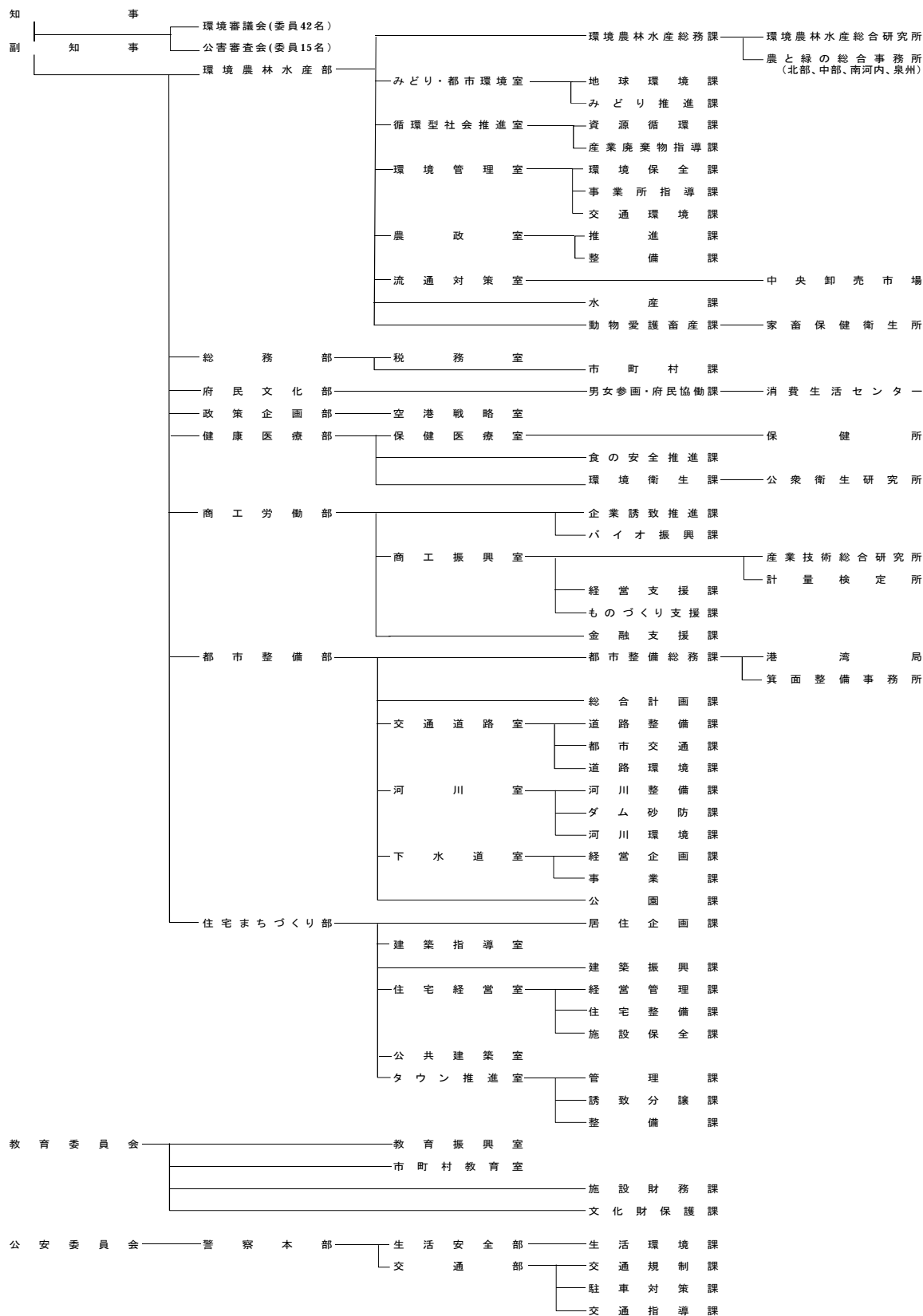


図 4 - 1 - 1 府における環境行政主要組織概要図

表 4 - 1 - 1 公害防止計画地域内の市町公害対策担当課一覧

市町村名	環境担当行政組織		市町村名	環境担当行政組織	
	部(局)	課(室)等		部(局)	課(室)等
大阪市	環境局環境管理部	環境管理担当	河内長野市	環境共生部	環境保全課
堺市	環境局環境保全部	環境総務課	松原市	市民生活部	環境予防課
岸和田市	環境部	環境保全課	大東市	市民生活部	環境政策課
豊中市	環境部	環境政策室環境保全チーム	和泉市	環境産業部	環境保全課
池田市	市民生活部	環境こやさし課	箕面市	市民部	環境政策課
吹田市	環境部	地域環境室環境保全課	柏原市	市民生活部	環境保全課
泉大津市	市民産業部	生活環境課	羽曳野市	生活環境部	環境衛生課
高槻市	環境部	環境政策室環境保全課	門真市	環境事業部	環境対策課
貝塚市	環境生活部	環境政策課	摂津市	生活環境部	環境対策課
枚方市	環境保全部	環境公害課	藤井寺市	市民生活部	環境政策課
茨木市	産業環境部	環境保全課	東大阪市	環境部	公害対策課
八尾市	経済環境部	環境保全課	四條畷市	市民生活部	生活環境課
泉佐野市	生活産業部	環境衛生課	交野市	環境部	環境保全課
富田林市	産業環境部	みどり環境課	大阪狭山市	市民部	生活環境グループ
寝屋川市	環境部	環境政策課	忠岡町	住民部	生活環境課
					(平成23年4月1日現在)

表 4-1-2 府、市町村及び国の関係機関等による主な組織（平成 23 年 4 月 1 日現在）

	組織の名称	組織の主な構成員
府 域 を 超 え る 組 織	近畿環境担当部局長会議	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、関係市
	近畿大気汚染常時監視連絡会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、関係市
	近畿 8 府県市自動車環境対策協議会	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、堺市
	近畿府県主要都市騒音振動連絡会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大阪市、神戸市、堺市、姫路市、和歌山市、奈良市、高槻市、東大阪市、西宮市、尼崎市、大津市
	大阪国際空港騒音対策委員会	国土交通省、大阪府、兵庫県、関係市、航空会社、(財)空港環境整備協会
	淀川水上オートバイ関係問題連絡会	近畿運輸局、海上保安庁、近畿地方整備局、大阪府警、大阪府、大阪市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、摂津市、日本小型船舶検査機構、関西マリン事業協会、PW安全協会
	瀬戸内海環境保全知事・市長会議	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、他関係県市
	淀川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方整備局、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、三重県、大阪広域水道企業団、水資源機構関西支社 他
	大和川水環境協議会	近畿地方整備局、大阪府、奈良県、関係市町村
	神崎川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方整備局、大阪府、兵庫県、関係市町、水資源機構関西支社 他
府 内 の 組 織	近畿ブロック知事会議	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県
	大阪湾環境保全協議会	大阪府、兵庫県、和歌山県、関係市町
	社団法人瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海関係府県、政令市、中核市、漁業組合連合会等
	淀川水質協議会	大阪府、大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、吹田市、尼崎市、伊丹市、西宮市、阪神水道企業団
	関西国際空港環境監視機構	大阪府、関係市町
	関西国際空港の飛行経路問題に係る協議会	国土交通省、大阪府、関係市町、関西国際空港㈱
	大阪自動車環境対策推進会議	近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪府、大阪市、大阪府警、軽自動車検査協会 他
	大阪自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会	近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿郵政局、近畿地方整備局、公安委員会、大阪府、関係市町 他
	大阪府道路環境対策連絡会議	近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪府警、大阪府、大阪市、堺市、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱
	南海本線・JR 阪和線騒音・振動等問題協議会	近畿運輸局、大阪府、関係市町、鉄道事業者
豊かな環境づくり大阪府民会議	大阪府、市町村、学識経験者、府民団体、事業者団体、関係団体等	

## (2) 事業者との連携

府は、関西電力(株)と公害防止協定を締結し、府域に所在する3発電所(平成23年3月現在)からの窒素酸化物等の排出量を厳しく制限している。また、対象地域の市町においても、企業との間で、870件の公害防止協定を締結している(平成22年3月末現在)。今後も、これらの協定に基づき、公害の防止のため、事業者との協力体制の強化を図る。

また、各事業者に対して、公害の防止に関して適切な助言や指導を行う。

## (3) 住民、民間団体との連携

地域住民、民間団体に対しては、当地域の環境の状況や環境の保全に関し講じた施策等の情報を適切に提供するなど、本計画に記載した施策の推進に対する理解と協力を得ていくとともに、相互交流の場の提供や機会づくりを行う。また、環境NGO/NPOなど民間団体の環境保全活動を支援するなど、各主体とのパートナーシップに向けた取組みを推進する。

さらに、適宜、地域住民、民間団体の意見を聞きつつ、それを踏まえた施策を実施していく。

## 第2節 各種計画との連携

### 1 環境保全計画との連携

本計画の運用にあたっては、「大阪21世紀の新環境総合計画」など他の環境保全に関する諸計画等との整合が図られるよう配慮するものとする。

特に、当地域において策定されている「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」や「自動車NOx・PM総量削減計画」等については、その的確かつ円滑な実施が図られるよう配慮する。

当地域において策定されている環境保全に関する諸計画の概要を表4-2-1に示す。

本計画の策定にあたっては、既存の諸計画との整合性に十分配慮したが、今後、当地域の開発に関しては、本計画との調和が図られることが重要である。

また、当地域において策定されている「大阪21世紀の新環境総合計画」と当計画が、全体として整合し、かつ、円滑に実施されるよう配慮するものとする。

表 4-2-1 関連諸計画一覧

区分	関連諸計画等	概要	根拠法令	策定年月
環境全般	大阪 21 世紀の新環境総合計画	「府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市」を目指し、2020 年度までを目標とする府の環境に関する施策展開の基本方向を定めた計画	大阪府環境基本条例	H23 年 3 月
大気汚染	大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画	対策地域全体において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成する ※現在、次期計画策定中	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	H15 年 7 月
	大阪府交通道路マスタープラン	概ね平成 37（2025）年を目標とした、長期的な交通政策の方向性を示したもの。		H16 年 3 月
水質汚濁	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画	大阪湾の水質保全 （目標年度：平成 26 年度）	水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特別措置法	H24 年 2 月
	21 世紀の大阪府下水道整備基本計画（ROSE PLAN）	「豊かで安心して暮らせるまちづくりと持続的発展可能な循環型社会の創出」を基本理念とした中長期の下水道計画	—	H14 年 3 月
	公共用水域及び地下水の水質測定計画		水質汚濁防止法	毎年度
	瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画	瀬戸内海の水質及び自然景観の保全	瀬戸内海環境保全特別措置法	H14 年 9 月
	大阪湾流域別下水道整備総合計画	環境基準の達成 （目標：平成 37 年度）	下水道法	
	淀川水系寝屋川流域水環境改善緊急行動計画（寝屋川清流ルネッサンスⅡ）	寝屋川流域の水環境改善に向けた、下水道事業、河川事業などの行動計画。（目標：平成 23 年度） ※現在、後継計画策定中	—	H16 年 5 月

	大和川水環境改善計画	<p>大和川水系の水環境改善に向け、発生源対策、汚濁負荷削減対策、河川の本来機能の再生対策、目標達成が困難な支川の重点対策、調査研究の推進などの施策を定めた計画。</p> <p>(目標：平成 27 年度)</p>	—	<p>H24 年 2 月</p>
--	------------	--	---	----------------------



### 第3節 計画の進捗状況の点検

本計画は、平成23年度から平成32年度までの10年計画であり、第1章に掲げた計画の目標を概ね達成させるため、第2章及び第3章に掲げた達成目標が計画期間内に達成されるように掲げた施策等を推進する。

そして、施策の進捗状況及び環境の状況等を把握するため、毎年度の現況調査により施策の再点検を行う。また、中間年度においては中間点検を行い、計画終了時において最終点検を行い、適切な進行管理とともに分析評価を実施する。

#### 1 計画の進行管理

##### (1) 進行管理の流れ

施策の効果的な推進を図るため、毎年度、環境質及び施策の進捗状況の把握を行い、最終年度においては、目標の達成状況等に係る点検を実施する（図4-3-1）。

##### (2) 計画の現況調査（毎年度）

各年度において現況調査を行い、環境質の状況及び本計画に掲げられた施策の実施状況を把握するとともに、実施が遅れている施策を中心に問題点や課題を抽出し、施策の効果的な実施に向けての改善を図る。

##### (3) 計画の中間点検（中間年度）

計画の中間年度においては、平成23年度から平成26年度までの施策の実施状況を踏まえて、本計画に掲げられた各種施策の進捗状況や環境質の状況等を把握し、施策の実施効果について中間点検を実施するとともに、それらの結果を踏まえ、施策の実施・運用等に関する再点検を行う。

##### (4) 計画の最終点検（計画期間終了年）

10年間の計画期間を経て、計画に掲げられた達成目標がどれだけ達成されたか、そして様々な施策がどのような効果をあげ、どういった問題点があったか等、分析評価を行い、今後の公害防止施策の推進に役立てる。

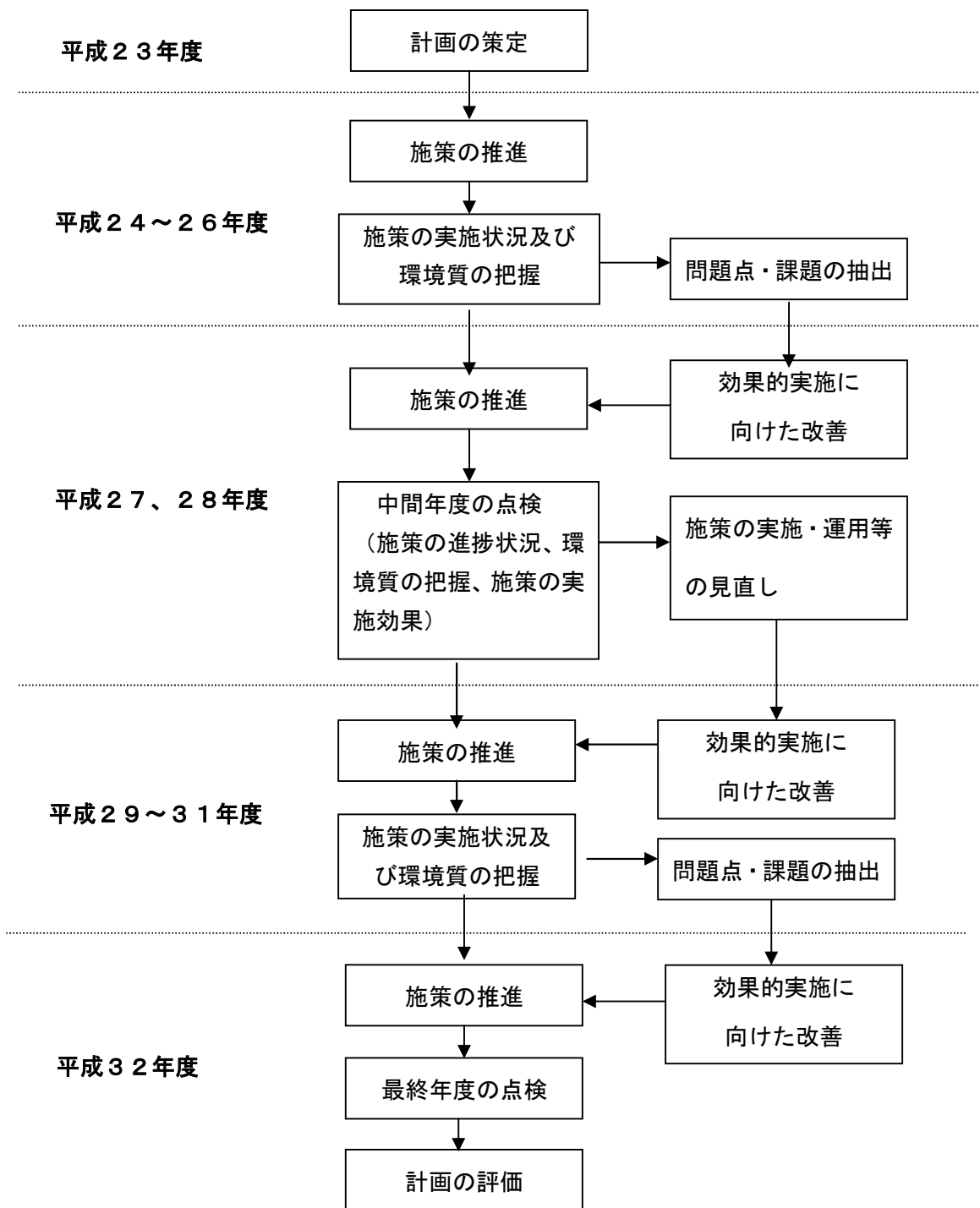


図 4 - 3 - 1 計画の進行管理の流れ